

平成 28 年 6 月 8 日

株 主 各 位

会 社 名	豊 商 事 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 安 成 政 文 (J A S D A Q ・ コード番号 8 7 4 7)
問い合わせ先	専務取締役管理本部長 多々良 孝之
電 話 番 号	(0 3) 3 6 6 7 - 5 2 1 1

「第 60 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成 28 年 6 月 8 日に発送いたしました「第 60 回定時株主総会招集ご通知」の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び致しますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。また、数値データについての訂正はありません。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

訂正の内容

「第 60 回定時株主総会招集ご通知」 26 頁

連結注記表

(追加情報)

(中略)

【訂正前】

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 33.1% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6% にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

【訂正後】

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 32.3% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6% にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

個別注記表

(税効果会計に関する注記)

(中略)

【訂正前】

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の 33.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

【訂正後】

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

以上